

海外に所在する無登録業者による F X 取引等の勧誘等に注意！

金融商品取引法に基づく登録を受けていない海外所在業者が、インターネット上に日本語のホームページを開設する等により、外国為替証拠金取引（F X 取引）や有価証券投資の勧誘等を行っている例が見受けられます。

海外の業者であっても、日本居住者のために、又は日本居住者を相手方として、金融商品の取引を行う場合は、原則として、金融商品取引法上の登録が必要です。

登録を受けずに勧誘等を行う場合、その行為は金融商品取引法第 29 条違反となります。

関東財務局及び金融庁では、海外無登録業者に対し警告書を発出しております。
また、警告を無視した悪質な業者が存在しておりますので、十分にご注意願います。

※警告業者については、当局ホームページ「無登録で金融商品取引業を行っている海外所在業者に対する警告」をご確認下さい。

海外無登録業者とは関わらないことが大切です。

資金の持ち逃げ等の被害にあう可能性も！

☞ 業者の信用力を調べる手段は殆どありません。取引報告が虚偽である可能性もあり、**資金を持ち逃げ**された場合、**業者への追及は困難**となります。

国内の規制を守らず、ハイリスクの商品を提供！

☞ 国内では、レバレッジ規制が強化され、個人向けの取引については 23 年 8 月より想定元本が証拠金の 25 倍までに規制されました。

他方、海外では、200 倍、500 倍、あるいは 1,000 倍まで買うことができるとする業者もあり、**日本国内のレバレッジ規制潜脱行為**を行い、**ハイリスクの商品を提供**しています。

アフィリエイト広告についてのご注意！

☞ 「口座開設をサポートします」、「キャッシュバックリベートを提供します」いった内容のものを含め、アフィリエイト広告や雑誌等で海外無登録 F X 業者の広告をみかけることがありますが、こうした**広告行為**についても、店頭デリバティブ取引の媒介行為に該当し、**金融商品取引法違反行為(無登録営業)**に該当する**可能性**があります。

情報をお寄せください！

関東財務局 理財部 証券監督第 1 課（無登録業者担当）

TEL 0 4 8 - 6 1 3 - 3 9 5 2